商品概要説明書

変動金利定期預金〔複利型〕

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

１．商品名	・変動金利定期預金〔複利型〕
２．販売対象	・個人の方のみご利用いただけます。
３．期間	・定型方式 ３年 ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。この場合は、満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金〔複利型〕に自動的に継続されます。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括してお預け入れいただきます。 ・現金、他口座からの振替、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。 証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ・100 円以上（総合口座の場合は 10,000 円以上） ・1 円単位
５．金利情報の入手方法	・店頭または当行ホームページでご確認いただけます。詳しくは窓口へお問い合わせください。
６．払戻方法	・元金は満期日以後に利息とともにお支払いします。
７．利息 （１）適用利率 （２）利払方法 （３）計算方法 （４）税金	 ・預入後６か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用します。 その後、預入日の６か月毎に、当行が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M 型）または自由金利型定期預金の６ヶ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で、６か月毎の複利で計算します。 ・20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％、地方税 5％）が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※利子所得に係る税率は、原則 20％（国税 15％、地方税 5％）ですが、平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までは、所得税額（国税 15％）に対して 2.1％の復興特別所得税が付加されます。
８．手数料	―――――
９．付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額は他の定期預金担保分を合算した金額の 90％（最高 300 万円まで）となります。 貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5％を上乗せした利率となります。 ・個人の方でマル優の適用を受けられる方は、最高 350 万円まで非課税がご利用いただけます。（マル優の適用については窓口にお問い合わせください）
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 ①６か月未満　解約日における普通預金の利率 ②６か月以上１年未満　約定利率×４０％ ③１年以上１年６か月未満　約定利率×５０％ ④１年６か月以上２年未満　約定利率×６０％ ⑤２年以上２年６か月未満　約定利率×７０％ ⑥２年６か月以上３年未満　約定利率×９０％

商品概要説明書

変動金利定期預金〔複利型〕

（株）清水銀行

（令和６年５月６日現在）

11. 預金保険保護区分	・預金保険法の対象となります。他の預金（決済用の預金を除く）と合算して元本1,000万円までと利息が保護されます。
12. その他参考となる事項	・証書式、通帳式での取扱ができます。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
13. 契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　　全国銀行協会相談室 電話番号　０５７０-０１７１０９または０３-５２５２-３７７２